

福岡県公報

令和 2 年 9 月 15 日
第 136 号

目 次

告 示 (第717号 - 第720号)

- 道路の区域の変更 (道路維持課) 1
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 1
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 2

公 告

- 大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) 2
- 大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) 3
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) 3
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) 4
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) 4
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) 4
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) 4
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) 5

- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) 5
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) 5
- 落札者等の公示 (警察本部会計課) 5
- 落札者等の公示 (税 務 課) 6
- 福岡県行政手続条例に基づく意見募集 (監視指導課) 6
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) 6

公安委員会

- 教習指導員審査の実施 (警察本部運転免許試験課) 7

告 示

福岡県告示第717号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 9 月 15 日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
八 女	県 道	三 潁 上 陽 線	前	八女郡広川町大字水原2113番2 先から 八女郡広川町大字水原2112番1 先まで	6.1 ~ 18.8	45.0
			後	八女郡広川町大字水原2113番2 先から 八女郡広川町大字水原2112番1 先まで	6.1 ~ 8.8	45.0

福岡県告示第718号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年9月15日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
久留米	県道	中尾 大刀洗 線	前	久留米市田主丸町中尾140番1先から 久留米市田主丸町中尾831番2先まで	8.5 ～ 17.6	282.0
			後	久留米市田主丸町中尾140番1先から 久留米市田主丸町中尾831番2先まで	8.5 ～ 17.6	282.0
			後	久留米市田主丸町中尾140番1先から 久留米市田主丸町中尾831番2先まで	8.5 ～ 20.2	291.8

福岡県告示第719号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和2年9月15日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年9月15日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	中尾 大刀洗 線	久留米市田主丸町中尾140番1先から 久留米市田主丸町中尾831番2先まで

福岡県告示第720号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年9月15日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
那珂	一般道	385号	前	那珂川市大字別所1261番2先から 那珂川市道善5丁目60番1先まで	22.1 ～ 82.1	2,140.0
			後	那珂川市大字別所1261番2先から 那珂川市道善5丁目60番1先まで	22.1 ～ 82.1	2,140.0

公 告

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年9月15日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

令和2年8月20日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 エーブック幸袋店
 (2) 所在地 飯塚市大字中426番地1 外20筆

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
エーブック株式会社 代表取締役 安部 幸剛 飯塚市椿121番地1 201号	エーブック株式会社 代表取締役 安部 幸剛 飯塚市秋松773番地1

4 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社明林堂書店 代表取締役 宮脇 範次 大分県別府市山の手町15番15号	株式会社ゲオ 代表取締役 吉川 恭史 愛知県名古屋市中区富士見町8番8号

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年9月15日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

令和2年8月20日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

変更前	変更後
ドラッグコスモス紫店・博多食肉紫店 筑紫野市紫三丁目649番1 外	ドラッグコスモス紫店・肉問屋筑紫野紫店 筑紫野市紫三丁目649番1 外

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
リコーリース株式会社 代表取締役 瀬川 大介 東京都江東区東雲一丁目7番12号	リコーリース株式会社 代表取締役 中村 徳晴 東京都千代田区紀尾井町4番1号
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号	株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

4 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号	株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
博多食肉株式会社 代表取締役 井上 芳 春日市一の谷一丁目160番地	高城ミート 代表 高城 和彦 飯塚市赤坂46-1

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年9月15日

福岡県知事 小川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称 ゆめタウン久留米
 - (2) 所在地 久留米市新合川一丁目39番地 外
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年9月15日

福岡県知事 小川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称 ゆめタウン遠賀
 - (2) 所在地 遠賀郡遠賀町松の本一丁目1番1号
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年9月15日

福岡県知事 小川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称 ゆめマートうきは
 - (2) 所在地 うきは市吉井町千年字町地157番 外
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年9月15日

福岡県知事 小川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称 スーパードラッグコスモス八女店
 - (2) 所在地 八女市室岡字道手43番地 外9筆
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年9月15日

福岡県知事 小川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ゆめタウン八女

(2) 所在地 八女市大字蒲原字志ノ江988外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年9月15日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ゆめマート新宮

(2) 所在地 糟屋郡新宮町緑ヶ浜四丁目18-1

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年9月15日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ゆめタウン筑紫野

(2) 所在地 筑紫野市針摺30番21外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年9月15日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ゆめモール柳川

(2) 所在地 柳川市三橋町蒲船津1408番地6 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和2年9月15日

福岡県知事 小川 洋

1 契約の名称

警察コミュニケーションシステム（本部他）用通信回線機器賃貸借契約

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

- 3 落札を決定した日
令和2年8月6日
- 4 落札者の氏名及び住所
- (1) 氏名
日通商事株式会社福岡支店
- (2) 住所
福岡市博多区下呉服町1番1号
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
132,640,200円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告日
令和2年6月26日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和2年9月15日

福岡県知事 小川 洋

- 1 契約に係る特定役務の名称
電気供給業の課税方式見直しに伴う税務システムの改修業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- (1) 部局の名称
福岡県総務部税務課
- (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 契約の相手方を決定した日
令和2年8月1日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
- (1) 氏名

株式会社B C C

- (2) 住所
福岡市中央区六本松二丁目12番19号
- 5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
84,700,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約を行った理由
政府調達に関する協定第13条1(c)(i)に該当

公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく「不利益処分」に係る処分基準案について、次のとおり意見を募集します。

令和2年9月15日

福岡県知事 小川 洋

- 1 意見募集期間
令和2年9月15日から令和2年10月15日まで
- 2 概要、受付方法等
関連資料については、福岡県ホームページ (<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) に掲載するほか、福岡県環境部監視指導課に備え置きます。

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により糸島市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和2年9月15日

福岡県知事 小川 洋

福岡広域都市計画地区計画の決定（令和2年8月28日糸島市告示第212号）

公安委員会

福岡県公安委員会告示第202号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の3第4項第1号イの規定に基づき、教習指導員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第2項の規定により、次のように公示する。

令和2年9月15日

福岡県公安委員会

- 審査の種類
教習指導員審査
- 審査に係る運転免許の種類
法第84条第3項及び第4項に規定する運転免許の種類とする。
ただし、小型特殊免許、原付免許、大型特殊第二種免許及び牽引第二種免許を除く。
- 審査の方法
規則第12条に規定する審査方法によって実施する。
- 審査の実施年月日時、場所等

日 時	項目	場 所	審査種別
令和2年10月19日（月曜日） 午前9時00分から午後3時00分まで	知識	福岡市中央区天神四丁目4番27号 ベストアメニティ天神ビル 福岡県指定自動車学校協会	
令和2年10月20日（火曜日） 午前9時00分から午後4時00分まで			
令和2年10月26日（月曜日） 午前9時00分から午後5時00分まで	技能	福岡市南区花畑四丁目8番1号 マイマイスクール花畑	普通及び普通第二種免許

令和2年10月27日（火曜日）
午前9時00分から午後5時00分まで

福岡市東区下原五丁目884番地
福岡市自動車学校

大型、中型、準中型、
大型特殊、牽引、
大型第二種及び
中型第二種免許

令和2年10月28日（水曜日）
午前9時00分から午後5時00分まで

福岡市南区花畑四丁目8番1号
マイマイスクール花畑

大型二輪及び普通
二輪免許

5 審査の申請手続及び受付期間

(1) 審査の申請手続

ア 提出書類

- 審査申請書（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートルの写真を貼付したもの）
- 審査自動車を運転することができる運転免許証（仮運転免許証を除く。）両面の写し
- 次の表に掲げる審査手数料（福岡県領収証紙によること。）

審査に係る運転免許の種類	審査手数料
大型免許、中型免許及び準中型免許	14,550円
普通免許	11,850円
大型二輪免許、普通二輪免許、大型特殊免許及び牽引免許	9,650円
大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許	12,450円

- 規則第17条及び附則による審査細目の一部を免除される者に該当する場合は、これを証明する書面
- ※ 審査申請書は、福岡県警察本部交通部運転免許試験課で交付する。
郵便により審査申請書を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記し、84円切手を貼付した返信用封筒を必ず同封すること。
- ※ 審査申請書を受理した後は、理由の如何にかかわらず審査手数料の返還は行わない。

イ 提出先

福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係

※ 郵送による審査申請を行う場合は、必ず郵便書留によること。

(2) 受付期間

ア 審査申請の受付期間は、公示の日から令和2年10月9日（金曜日）まで（福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）に規定する県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

イ 郵送による審査申請の申込みは、公示の日から令和2年10月8日（木曜日）までの消印があるものを有効とする。

6 その他

(1) 審査を受ける際は、自動車運転免許証（仮運転免許証を除く。）を携帯しておくこと。

(2) 第二種免許に係る審査を受審する者は、当該第二種免許に対応する第一種免許に係る教習指導員資格者証を受けていること。

(3) 審査に合格した者に対しては、教習指導員審査合格証明書を交付する。

(4) 審査に合格した者であっても、法第99条の3第4項第2号イからハまでのいずれかに該当する者は、教習指導員資格者証の交付を受けることはできない。

(5) 審査手続等の問合せは、福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係に対して行うこと。

連 絡 先 福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係

郵便番号 811-1392

所 在 地 福岡市南区花畑四丁目7番1号

電話番号 092-566-2892